

# 岡山市国際交流推進事業助成金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、国際交流団体が行う岡山市の国際友好交流都市・地域への訪問事業等の国際交流並びに国際貢献活動、あわせて地域の国際化を推進する事業等を支援するため、予算の範囲内で助成金を交付し、もって岡山市の国際交流事業の推進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「国際交流団体」とは、前条の国際交流活動を行う市民グループ又は団体若しくは機関で、次の条件を備えたものをいう。

(1) 本市に住所又は事務所若しくは連絡所を有すること。

(2) 営利又は特定の政治・宗教活動を主たる目的とするものでないこと。

## (助成対象事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業は、別表に掲げるものとする。ただし、岡山市との共催等による周年事業又は国など公的団体から認定を受けた事業で、会長の承認を得たものについては、助成対象事業とすることができる。

## (助成対象者等)

第4条 助成対象者、助成金限度額、助成形態及び要件は、別表のとおりとする。ただし、前条ただし書きにおいて、助成対象に認定された事業を実施する団体等への助成額については、予算の範囲において別に定めるものとする。

## (交付申請)

第5条 助成を受けようとするものは、所定の助成金交付申請書により、別に定める期日までに岡山市国際交流協議会（以下「協議会」という。）へ申請しなければならない。

## (決定通知)

第6条 協議会は、前条の申請があったときは、事業の目的、内容等を審査のうえ、申請者に対して交付又は不交付の決定を通知するものとする。

## (事業報告書)

第7条 助成金の交付決定を受けたもの（以下「助成事業者」という。）は、当該助成事業を完了したとき、別に定める場合を除き、事業完了の日から起算して30日以内に所定の助成事業報告書を協議会へ提出しなければならない。

## (助成金の確定、請求及び交付)

第8条 助成金の請求は、特別の事情がある場合を除き、前条の助成事業報告書の提出後、協議会が指示する手続きにより行うものとする。

2 協議会は、前項の請求があったとき、助成金の交付を速やかに行うものとする。

(変更申請等)

第9条 助成事業者は、やむを得ない理由により、申請内容を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 協議会は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において助成金の交付を受けた後に交付決定を取り消されたものは、交付を受けた助成金を直ちに協議会に返還しなければならない。

(1) 申請書の内容と事実が著しく異なったとき。

(2) 事業を実施しないとき。

(3) 期限内に事業を実施できないとき。

(4) 活動中に違法行為があったとき。

(5) 本要綱の各条項に違反したとき。

(6) その他協議会が不相当と認めたとき。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施に必要な細目は、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、平成 5年 5月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年10月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年 6月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年 1月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年 1月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年 4月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年 4月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和 元年12月27日から施行する。